

報告第1号

令和2年度大阪市一般会計補正予算（第10回）急施専決処分報告について

令和2年度大阪市一般会計補正予算（第10回）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年12月23日別紙予算書のとおり感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金の支給に係る経済戦略費を追加するため、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年2月10日

大阪市長 松 井 一 郎

令和 2 年 度

大 阪 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 10 回)

(第10回)

令和2年度大阪市一般会計補正予算

令和2年度大阪市一般会計の補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,168,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,161,261,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月23日専決

大阪市長 松 井 一 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 府 支 出 金		千円 102,169,258	千円 27,780,000	千円 129,949,258
	2 府 補 助 金	26,364,818	27,780,000	54,144,818
22 繰 入 金		47,761,534	14,388,000	62,149,534
	3 蓄積基金繰入金	39,985,214	14,388,000	54,373,214
歳 入	合 計	2,119,093,046	42,168,000	2,161,261,046

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 経 済 戦 略 費		千円 60,589,752	千円 42,168,000	千円 102,757,752
	5 産 業 経 済 費	33,484,496	42,168,000	75,652,496
歳 出	合 計	2,119,093,046	42,168,000	2,161,261,046

令和 2 年度

大阪市一般会計補正予算
に関する説明書

(第 10 回)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
					区 分	金 額
18府 支 出 金		千円 102,169,258	千円 27,780,000	千円 129,949,258		千円
	2府 補 助 金	26,364,818	27,780,000	54,144,818		
	5 経 済 戦 略 費 府 補 助 金	9,902,046	27,780,000	37,682,046	2 産 業 振 興 費 補 助 金	27,780,000
22繰 入 金		47,761,534	14,388,000	62,149,534		
	3 蓄積基金繰入金	39,985,214	14,388,000	54,373,214		
	25 財政調整基金 繰 入 金	35,264,117	14,388,000	49,652,117	1 財政調整基金 繰 入 金	14,388,000
歳 入 合 計		2,119,093,046	42,168,000	2,161,261,046		

2. 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	節 及 び 説 明	
					区 分	金 額
7 経 済 戦 略 費		千円 60,589,752	千円 42,168,000	千円 102,757,752		千円
	5 産 業 経 済 費	33,484,496	42,168,000	75,652,496		
	1 産 業 振 興 費	29,102,389	42,168,000	71,270,389	12 委 託 料	1,128,000
					18 負担金、補助 及 交 付 金	41,040,000
					交 付 金	41,040,000
歳 出 合 計		2,119,093,046	42,168,000	2,161,261,046		

3. 歳出歳入総括表

物件費を事項別に分別して財源表を作成すると次のとおりであります。

歳 出 事 項 別	歳 出 金		
	人 件 費	物 件 費	公 債 費
経 済 戦 略 費	千円 0	千円 42,168,000	千円 0
産 業 経 済 費	0	42,168,000	0
合 計	0	42,168,000	0

(注) 税等内訳：財政調整基金繰入金 14,388,000千円

額	財 源 内 訳			
	特 定 財 源			税 等
計	国 府 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 42,168,000	千円 27,780,000	千円 0	千円 0	千円 14,388,000
42,168,000	27,780,000	0	0	14,388,000
42,168,000	27,780,000	0	0	14,388,000

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

